

ご質問と回答
(中小企業海外展開支援 中小企業連携促進基礎調査)

項目	No.	質問内容	回答	掲載日
応募要件				
応募要件	1	今回公示(2014年度第二回)におけるプロポーザル提案の上限金額は、850万円でしょうか、1,000万円でしょうか。	今回公示(2014年度第二回)におけるプロポーザル提案の上限金額は、1,000万円です。	2015/2/20
応募要件	2	農業組合法人は代表法人となり得ますか。	農業組合法人は代表法人となり得ません。 募集要項P9「2. 対象となる法人及び 対象となる法人及び 業務 の実施主体」をご覧ください。	2015/2/20
応募要件	3	当社はコンサル会社(中小企業診断士が集まって作っている会社)ですが、共同企業体に入る必要がありますか。また(資格審査)の登録をする必要がありますか。	本公示においては、コンサルタント会社が共同企業体に参加、又は補強人材として参加することを応募要件としております。ただし提案の中小企業がコンサルタント等の要件を満たす場合は、1社での応募も可能となっております。募集要項P9「2. 対象となる法人及び 対象となる法人及び 業務 の実施主体」をご覧ください。	2015/2/20
応募要件	4	提案企業の社長がNPOの理事長を兼務しています。調査段階では関わりが無いと思われそうですが、事業化する際に関係が生ずるかもしれません。このNPOは共同企業体に参画する必要がありますか。	本調査における参画の判断については、御社の調査と事業計画にどの程度当該NPOが関わる必要があるかによると思われれます。	2015/2/20
応募要件	5	競争参加資格は、共同企業体に参加する企業全てに必要でしょうか。	共同企業体構成員全てに必要です。	2015/2/20
応募要件	6	資本金4億9,000万円、従業員100名以下の会社で、雨水貯留浸透槽の製造販売を主な扱い品目としておりますが中小企業に属していますでしょうか。	今回公示では、募集要項P9「2. 対象となる法人及び 対象となる法人及び 業務 の実施主体」のAに記載の通り、「2015年2月26日時点で中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づく日本登記法人の中小企業」を対象としております。御社が「中小企業」に属するかどうかについては、各法令をご覧ください。仮に、御社の主たる業種が製造業であれば、従業員300人以下で中小企業に該当します。	2015/2/20
提出書類等				
提出書類	1	「参考資料 提出いただく書類の組み方」及び「様式1 応募形態別提出書類確認票」には、「共同企業体結成届(該当企業のみ)」とありますが、書式についてはダウンロードできますか。	書式について特段定めていない為ダウンロードはできませんが、必要な項目は以下の通りです(A4書式で提出下さい)。 ①題名:共同企業体結成届、②本文:共同企業体代表企業及びその構成員にて共同企業体を結成し、業務の遂行にあたる旨の記載、③案件名及び共同名称、④代表企業の所在地、名称(社名)、代表者役職・氏名、押印、⑤各構成員の所在地、名称(社名)、代表者役職・氏名、押印	2015/2/20
提出書類	2	メールにて申請を受け付け頂けるようですが、登記事項証明書などはPDF等に変換してメールでの送付でよろしいでしょうか。	応募書類の提出は郵送(発送)のみとさせていただきます。 募集要項P8「(5) 応募書類一式提出」をご覧ください。	2015/2/20
提出書類	3	財務諸表は、貸借対照表、損益計算書の提出でよろしいでしょうか。あるいは、原価計算書、販管費内訳書なども必要でしょうか。株主情報なども必要でしょうか。	FAQのNo.36をご覧ください。 http://www.jica.go.jp/announce/notice/fs/ku57pq00001n3fws-att/20150126_ins04_faq.pdf	2015/2/20
経理関係				
計上可否	1	調査対象国内に社員が駐在している場合、駐在地と調査地との現地国内航空賃は計上できますか。	募集要項P19表「支払対象となる項目について」をご覧ください。 「日本～調査対象国(主要都市)間航空賃(各種税金、燃料サーチャージを含む)。調査対象国内での航空賃は、日本で、日本～調査対象国間航空賃を購入する際に、現地国内便分も通して発券した場合のみに限定する。」といたしますので、現地国内航空賃のみでは計上できません。	2015/2/20
その他				
その他	1	ミャンマー国の国別援助方針が確認できませんが、どこを参照したら良いでしょうか。	在ミャンマー日本国大使館HPに掲載の「対ミャンマー経済協力方針(2012年4月公表)」をご参照下さい。 http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/japanese/pdf/myanmar_support1204_01.pdf	2015/2/20